

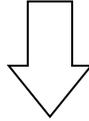
IV 防災訓練等への 参加要請のしくみ

- 1 防災訓練等参加要請手続きフロー図
- 2 市町村防災訓練等への鳥取県消防防災ヘリコプターの参加に関する
取扱要領
- 3 鳥取県消防防災ヘリコプターの一般行政活動に関する取扱要領

1 防災訓練等参加要請手続きフロー図

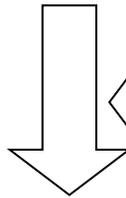
(毎年1月末日まで)

年間訓練参加希望について(照会)



(毎年2月末日まで)

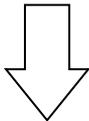
鳥取県消防防災ヘリコプター年間参加希望調書提出
(様式第1号)



(取扱要領第3)

年間運航計画の調整
訓練場所の飛行条件の調整

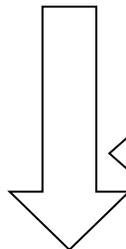
訓練参加決定(通知)



(取扱要領第4)

(訓練日の3ヶ月前まで)

鳥取県消防防災ヘリコプター参加要請申請書提出
(様式第2号)



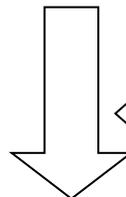
(取扱要領第5)

※訓練実施計画書添付

訓練内容の確認及び現地調査の決定
(様式第3号)

(訓練日の2ヶ月前まで)

国土交通省航空局への申請に係る現地調査実施



(取扱要領第6)

国土交通省航空局へ
許可申請

訓練実施

(注)「取扱要領」とは、市町村防災訓練等への鳥取県消防防災ヘリコプターの参加に関する取扱要領をいう。

2 市町村防災訓練等への鳥取県消防防災ヘリコプターの参加に関する取扱要領

平成10年6月30日付消第299号

鳥取県生活環境部長通知

(目的)

第1 この要領は、鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第24条第2項の規定に基づき、市町村、消防機関及びその他の関係機関（以下「市町村等」という。）が実施する訓練への鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の参加に関して、必要な事項を定めるものとする。

(参加基準)

第2 消防防災ヘリの参加は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 消防防災ヘリの訓練種目は、情報収集訓練、広報訓練、物資搬送訓練、空中消火訓練、救急搬送訓練及び救出救助訓練とし、種目数は協議の上決定する。

(訓練参加希望申込み)

第3 防災訓練等に消防防災ヘリの参加を希望する市町村等の長は、毎年2月末日までに翌年度の鳥取県消防防災ヘリコプター年間訓練参加希望調書（様式第1号）を運航管理責任者に提出するものとする。

(参加の決定)

第4 運航管理責任者は、第3の鳥取県消防防災ヘリコプター年間訓練参加希望調書が提出されたときは、他の通常運航との調整及び訓練場所の飛行条件等の調査を行い、参加の可否を決定し、その結果を市町村等の長に通知するものとする。

(参加要請手続)

第5 市町村等の長は、第4の参加決定の通知があった場合には、鳥取県消防防災ヘリコプター訓練参加要請申請書（様式第2号）に訓練実施計画書を添え、訓練日の3ヵ月前までに運航管理責任者に提出して、承認を得るものとする。

2 前項の承認は、鳥取県消防防災ヘリコプター訓練参加承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(市町村等の処置)

第6 市町村等の長は、第5の参加承認の通知があったときは、次の処置を行うものとする。

(1) 運航管理者責任者が航空局等に対して行う許可申請等の手続に係る現地調査を実施するまでに、離着陸場所及び訓練場所の所有者又は管理者及び訓練関係者の承諾を得ること。

(2) 消防防災ヘリの防災訓練等の参加に伴う騒音、砂塵の飛散等について、訓練場所の周辺の

住民の理解を得ること。万一苦情等が発生したときは、市町村等の責任において処理すること。

(3) その他運航管理責任者が必要と認める処置。

(参加の中止等)

第7 市町村等の防災訓練等の実施日の気象条件が消防防災ヘリの運航に適さない場合には、運航管理責任者は市町村等の長に対し、訓練参加の中止又は中断を連絡するものとする。

(訓練に伴う事故)

第8 防災訓練等において、訓練参加者及び第三者に損害を与える事故が発生した場合には、市町村等が責任を負うものとする。ただし、消防防災ヘリの運航上の過失により事故が発生した場合には、県が責任を負うものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成10年7月6日から施行する。

2 平成10年度の鳥取県消防防災ヘリコプター年間訓練参加希望調書の提出期限については、第3の規定に関わらず、平成10年7月10日までとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

(番 号)
令和 年 月 日

鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理責任者
鳥取県消防防災航空センター所長 様

機 関 名
職 氏 名

鳥取県消防防災ヘリコプター年間訓練参加希望調書（令和 年度）

- 1 防災訓練等実施予定日時
- 2 防災訓練等の名称
- 3 防災訓練等実施予定場所
- 4 要請訓練内容（希望するものに○を付けること）
情報収集訓練、広報訓練、物資搬送訓練、空中消火訓練、救急搬送訓練、救出救助訓練
- 5 飛行場外離着陸場予定地
- 6 担当課長及び担当者の職・氏名及び連絡先
- 7 その他参考となる事項

様式第2号

(番 号)
令和 年 月 日

鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理責任者
鳥取県消防防災航空センター所長 様

機 関 名
職 氏 名

鳥取県消防防災ヘリコプター訓練参加要請申請書

このことについて、下記のとおり防災訓練等を実施しますので、市町村防災訓練等への鳥取県消防防災ヘリコプターの参加に関する取扱要領第5の規定に基づき、鳥取県消防防災ヘリコプターの参加を申請します。

記

- 1 防災訓練等の名称
- 2 消防防災ヘリコプターの参加希望日時
令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
(飛行予定時間 分)

- 3 訓練実施場所
- 4 要請訓練内容 (希望するものに○を付けること)

情報収集訓練、広報訓練、物資搬送訓練、空中消火訓練、救急搬送訓練、救出救助訓練

- 5 飛行場外離着陸場予定地
 - (1) 場 所
 - (2) 施設名
- 6 連絡先 (担当課長及び担当者の職・氏名、電話番号等)
- 7 その他 (添付資料等)
 - (1) 防災訓練等実施計画
 - (2) その他参考となる資料 ※(2)～(4)を削除

(様式例)

〇〇〇〇〇防災（消防）訓練実施計画書

1 訓練等開催日時

令和 年 月 日 () 開始 時 分 ~ 終了 時 分

2 会場（場所、施設名）

3 訓練の目的・概要

(1) 主催者（担当課長及び担当者の職・氏名、電話番号）

(2) 参加団体

(3) 参加予定人員

(4) 訓練の目的

(5) 訓練概要

鳥取県消防防災ヘリコプター訓練参加承認通知書

(番 号)
令和 年 月 日

(申 請 者) 様

鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理責任者
鳥取県消防防災航空センター所長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった鳥取県消防防災ヘリコプター訓練参加申請については、下記のとおり承認します。

記

1 出場日時

令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

2 訓練等の名称

3 実施内容

4 その他

緊急運航を要する事態が発生した場合又は気象条件その他の事情により飛行できない場合は、訓練を中止又は中断する場合がありますので、御承知ください。

(担当者)

鳥取県消防防災航空センター

○ ○ ○ ○

電 話 0857-38-8119

ファクシミリ 0857-38-8127

3 鳥取県消防防災ヘリコプターの一般行政活動に関する取扱要領

平成10年6月30日付消第299号
鳥取県生活環境部長通知

(目的)

第1 この要領は、鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の一般行政活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

(運航の原則)

第2 一般行政活動のための運航時間は、年間30時間程度とする。

(利用希望申込み)

第3 消防防災ヘリを一般行政に利用しようとする各課長（企業局、病院局、県議会事務局、各種委員会等を含む。以下「各課長等」という。）は、翌年度の消防防災ヘリコプターの一般行政利用希望調書（様式第1号）を2月末までに、消防防災航空センターに提出する。

(利用の決定)

第4 消防防災航空センター所長は、第3の消防防災ヘリコプターの一般行政利用希望調書が提出されたときは、他の通常運航との調整等を行ったうえで、利用の可否を決定し、その結果を各課長等に通知するものとする。

(利用の手続き)

第5 各課長等は、第4で利用決定を受けたものについて、利用日の属する月の前月までに、利用希望日、飛行経路等を消防防災航空センターと調整等を行うものとする。

2 各課長等は、消防防災ヘリコプター利用申請書（様式第2号）を利用日の20日前までに提出して、様式第3号による消防防災航空センター所長の承認を得るものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成10年7月6日から施行する。

2 平成10年度の一般行政活動のための運航の時間数は、20時間程度とし、消防防災ヘリコプター一年間利用希望調書の提出期限については、第3第1項の規定に関わらず、平成10年7月10日までとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

消防防災ヘリコプターの一般行政利用希望調書（令和 年 月）

令和 年 月 日

所属名		
所属長氏名		
担当者 連絡先	職・氏名	
	電話番号	

1 利用希望日

第1 希望	月 日	午前 午後	第2 希望	月 日	午前 午後	第3 希望	月 日	午前 午後
----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------

※希望日等を分かる範囲で記入（○付け）してください。決まっていなければ上中下旬等を記入してください。なお、運航計画との関係で、希望日以外の日になることもありますので、御承知ください。

2 利用目的

3 飛行予定経路

4 飛行予定時間 時間 分（※2時間以内とする）

5 搭乗希望人数 名（※人数によっては飛行可能時間に影響があります）

6 搭乗場所 鳥取県消防防災航空センター（「鳥取砂丘コナン空港内」）

7 利用希望装備品

希望の有無	装 備 品 名	説 明
	テレビカメラ装置	防震装置付ビデオカメラ（機外装置）
	機外拡声装置	スピーカー出力：1200W
	カーゴフック装置	物資吊り下げ用（最大荷重2,200kg）
	写真撮影用窓（注）	撮影用に開閉可能な窓（1箇所）

（注）窓を開けて撮影を希望する場合は、座席が後ろ向きになるため、進行方向と逆向きに座っての撮影となりますので御承知ください。なお、窓が比較的大きいため、開閉は操縦士等の許可を得た場合に限りです。他の場所では、基本、窓越しでの撮影となります。

8 その他（機器持込みによる写真撮影等の有無等）

※消防防災航空センター記入欄（回答日：令和 年 月 日）

利用の可否	連絡事項等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p style="text-align: center;">＜消防防災航空センターの連絡先：0857-38-8119＞</p>

消防防災ヘリコプター利用申請書

(番 号)
(年 月 日)

鳥取県消防防災航空センター所長 様

所属長
(担当者 )
(公 印 省 略)

鳥取県消防防災ヘリコプターを下記により利用したいので申請します。

記

1 利用日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
2 目的		
3 飛行経路		
4 搭乗場所		
5 搭乗者	職 名	氏 名

- (注) 1 飛行経路を図示した地図を添付してください。特定の施設、場所等の調査については、その施設・場所等の位置・概要が分かる資料を添付してください。
- 2 ビデオ撮影及び写真撮影については、乗物酔いすることが予想されますので、前日から体調の維持に努めてください。特に、前日の潜水行為は避けてください。

(番 号)
(年 月 日)

(申 請 者) 様

鳥取県消防防災航空センター所長
(公印省略)

鳥取県消防防災ヘリコプターの利用について (承認)

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった消防防災ヘリコプターの利用については、下記のとおり承認する。

記

1 利用日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

2 利用目的

3 飛行経路

4 搭乗場所

5 搭乗者

6 その他

- (1) 当日は、飛行30分前までに消防防災航空センターに集合してください。
- (2) 緊急運航を要する事態が発生した場合、気象条件及びその他の事情により飛行できない場合は、飛行を中止又は中断する場合がありますので、御承知ください。

(担当者)

鳥取県消防防災航空センター

○ ○ ○ ○

電 話 0857-38-8119

ファクシミリ 0857-38-8127